

特許権侵害差止等請求事件

[平成29年9月12日判決（大阪地裁） 平成28年（ワ）第6357号](#)

キーワード：用語の解釈／技術的範囲の解釈

担当 弁理士 高山昇一

1. 事案の概要

本件は、本件特許権を有する原告が、被告製品（イ号製品）は当該特許権に係る特許発明の技術的範囲に属すると主張して、同製品を製造販売している被告らに対して、当該製品の製造販売等の差止め及びその廃棄を求めるとともに損害賠償をそれぞれに求めた事案である。

2. 本件特許出願

発明の名称：排液器

特許番号：特許第4806731号

出願日：平成23年2月26日

登録日：平成23年8月19日

<本件発明1>（分説）（下線は筆者）

- A 眼瞼内に滞留した液体を眼瞼外に排出するための排液器であって、
- B 眼瞼縁又は医療用ドレープに掛止すべく鉤状に曲折して形成され、
- C 前記眼瞼内の液体又は前記眼瞼内から溢れ出た液体に接触して、該液体の流路の始点を形成するフック部と、
- D 前記フック部から延設され、前記フック部により導かれた液体を排出するボディ部と、を備え、
- E 前記フック部は、先端をへら状に形成され、
- F 前記ボディ部は、腹部とテール部とを有し、
- G 前記腹部の眼瞼縁側表面と前記眼瞼縁又は前記医療用ドレープとの隙間を伝わせて、前記テール部の表面に到達した後に液体を排出すること、
- H を特徴とする排液器。

3. 争点

被告製品は、本件発明の技術的範囲に属するか。

4. 結論

請求棄却

5. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

(1) 「ボディ部」の語としての一般的意味は「本体部」であると解され、その語自体から、部材の具体的構成が特定されているとはいえないが、特許請求の範囲請求項1の記載によれば、「ボディ部」は、「フック部」から「延設され」、「フック部により導かれた液体を排出する」機能を有し（構成要件D）、さらに「腹部」と「テール部」とされる部位を備えるとされている（構成要件F）。そして、その「腹部」と「テール部」は、「前記腹部の眼瞼縁側表面と前記眼瞼縁又は前記医療用ドレープとの隙間を伝わって、前記テール部の表面に到達した後に液体を排出する」（構成要件G）という機能を有するものとされているから、これによれば、「ボディ部」は、フック部から延設される位置にあって、単に液体を排出するのではなく、フック部により導かれた液体を、「ボディ部」が備える「腹部」と「テール部」を伝って排出することが構成要件Gによって特定されているといえる。すなわち、「ボディ部」の技術的意義は、被告らが主張するように構成要件Gと関連付けて明らかにされなければならないといえる。

そこで、構成要件Gについてみると、構成要件Gは、物の具体的構成を、ボディ部の「腹部」と「テール部」が液体の流路を形成するという、その機能により特定しているものである。

この場合、上記の機能を有するものであれば、すべて「ボディ部」であるとして本件発明1の技術的範囲に含まれると解すると、本件特許明細書に開示されていない技術的思想に属する構成までもが本件発明1の技術的範囲に含まれ得ることとなり相当ではないから、構成要件D及びFの要素である「ボディ部」については、特許請求の範囲の記載に加えて、発明の詳細な説明を参酌した上、そこに開示された「ボディ部」の具体的な構成に示されている技術的思想に基づいて、その技術的範囲を確定すべきである。

(2) 本件発明1である請求項1に係る特許請求の範囲の記載には、「フック部」は「瞼裂内の液体又は前記瞼裂内から溢れ出た液体に接触して、該液体の流路の始点を形成する」（構成要件C）のものであるが、「ボディ部」は「フック部により導かれた液体を排出する」というのである（構成要件D）から、文言を素直に解する限り、「フック部」が「始点」となる「液体の流路」は、「ボディ部」に続いていくものであり、その「ボディ部」では、液体が「前記腹部の眼瞼縁側表面と前記眼瞼縁又は前記医療用ドレープとの隙間を伝わって、前記テール部の表面に到達した後に」、「排出する」（構成要件G）というのであるから、フック部により導かれた液体は、すべて構成要件Gで特定された「腹部の眼瞼縁側表面と前記眼瞼縁又は前記医療用ドレープとの隙間」を伝って、「テール部」へ流れていくものと理解できる。

そして、上記理解は、本件特許明細書記載の各実施例（図5、図11、図13、図15）を見ても、いずれも排液器のボディ部の眼瞼縁側の表面とこれに対向する関係にある眼瞼縁とで形成される隙間を液体が流れていく様子のみが描かれ、他の部位を流れている様子を描いたものがなく、しかも実施形態としては、ボディ部の「腹部」という限られた部位で形成する隙間を用いた排出を効率化するために、ボディ部の「腹部」側の断面形状を略

円形状（【図5】）、略V字形状（【図11】）、臼歯の縦断面形状（【図13】）、略多角形状（【図15】）とすることで「腹部」表面の面積を増大させる実施例のみが示され、他の部位を利用して排出する構成が何ら示唆されていないことから裏付けられているといえる。

（3）イ号製品では、そもそも「フック部」に相当する部分において樹脂板が2枚並設されているために、先端部を始点とする液体の流路の多くは、その並設された2枚の樹脂板の側面を伝って、そのまま本体部の2枚の樹脂板の側面を伝い、これらにより、2枚の樹脂板の間の空間を流路として排液されていくものとなっており、このことは証拠（甲18ないし甲20）によれば、実際の使用時においてフック部により導かれてくる液体の大部分は2枚の樹脂板の間に形成される空間を通して排出される様子が認められることから裏付けられている。また、原告が「ボディ部」の「腹部」であると主張する樹脂板の底面部分と眼瞼縁側表面との間の隙間を流れる液体もあることは認められるが、その量は明らかに僅かなものであることも認められる。

（・・・中略・・・）

すなわち、イ号製品では、フック部により導かれる液体すべての流路を形成するに足りる「腹部」を有しておらず、また同「腹部」以外の部分を主たる流路として機能させているものであるから、本件発明1という「ボディ部」を具備するものとはいえず、構成要件D、F、Gを充足しないものと認められる。

（4）本件特許明細書の【図11】、【図13】、【図15】には、液体の表面張力によって排液器の底面のみならず側面にも液体が広がる現象が記載されており、特に【図11】の液体の付着した側面部分を垂直方向に起こしていけばイ号製品の1枚の樹脂板に類似することになるし、他方、イ号製品の樹脂板を1枚としても十分排液器として機能していることも認められるから（甲22）、本件発明1もイ号製品も、液体排出のために、液体の付着力（表面張力）ないし毛細管現象を利用しているのであって、課題解決の原理に共通性を見出すことはできる。

しかし、本件発明1は、そのような現象を利用するために、眼瞼縁側表面とボディ部の腹部との間に隙間を形成し、もってこれを流路として機能させる構成を採用したのに対し、イ号製品は、そのような構成とは異なり、液体が表面張力によって付着して広がり得る樹脂板をその間に空間を形成できるように2枚並設して、これをフック部の一部となる曲設部、及びそれに引き続く本体部となし、その側面への液体の付着力を利用することで2枚の樹脂板の間の空間を流路として機能させ、もってより一層効率的な液体の排出を実現したというものである。

要するにイ号製品は、本件発明1と同じ現象を利用しており、課題解決の原理に共通性があることは否定できないものの、物としての構成が、特許請求の範囲の記載において特定された本件発明1の構成とは異なるというべきものであるから、イ号製品は本件発明1の技術的範囲に含まれないというべきである。

以上